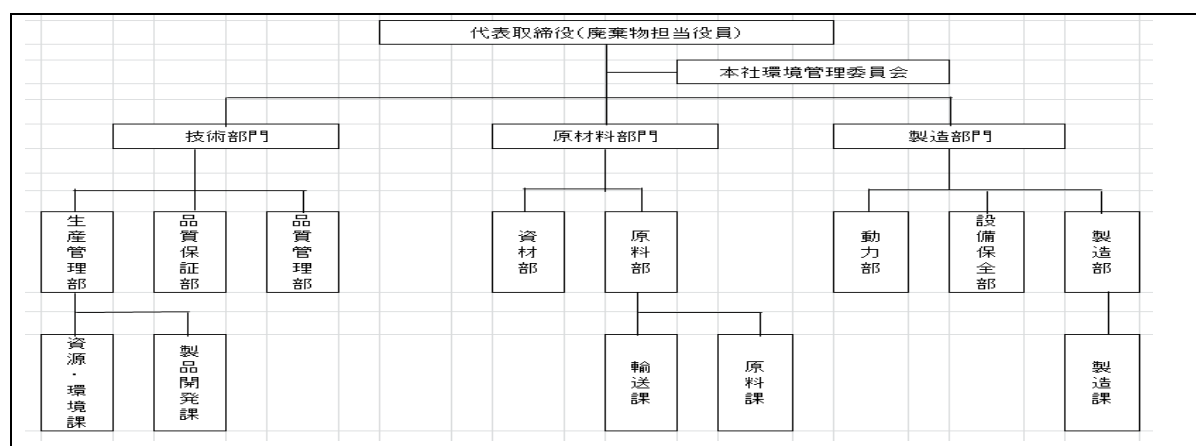


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2022年 6月 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地 氏 名 加藤化学株式会社 代表取締役社長 加藤栄一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0569-82-3311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	加藤化学株式会社
事業場の所在地	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地
計画期間	2022年4月1日から2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09：食料品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：3,713,201万円/年
③ 従業員数	304名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 工場設備の維持管理の継続		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 設備稼働による維持管理及び種類ごとの削減対応		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず、動植物性残渣、汚泥等種類ごと分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も分別に取り組む

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理設備で発生した汚泥を脱水乾燥して肥料として販売 汚泥となったろ過助剤を焼却して再生パーライトとして販売		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生パーライトの販売の促進		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥について廃棄物を発生しないよう設備の維持管理		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 維持管理の継続		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) マニフェストの発行、保管管理		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	- t
	<p>(今後実施する予定の取組) 委託先の処理業者の定期的な実地確認を行う。 マニフェストの維持管理</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）別紙

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

〔廃プラスチック類〕

1. 廃イオン交換樹脂は中間処理業者で木材チップと混ぜてから分級し、製紙工場やセメントプラント等にて補助燃料として再資源化。
2. PV 製配管等は中間処理業者で破碎後、埋立て処分。
3. 廃棄コンテナバックは中間処理業者で選別後、埋立て処分。
4. フィルター、圧縮袋は中間処理業者で選別後、焼却処分

〔木くず〕

5. 中間処理業者で破碎後、チップとして熱原料又は再資源化。

〔汚泥〕

6. 設備内清掃回収物は中間処理業者で脱水して再生土として再資源化。
7. 廃水処理場槽清掃回収物は中間処理業者にて脱水して再生土として再資源化。
8. 廃水処理工程で発生する余剰汚泥は脱水・乾燥して肥料として販売。
9. 使用済みのろ過助材は焼却後、ばいじんとして処理業者にて建材材料として再資源化。若しくは再生パーライトとして販売。

